

○財務省告示第二百九十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成三十年十月二十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年十一月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号

利付国庫債券（十年）（第三百三十二回、第三百三十四回、第三百三十五回、第三百三十六回、第三百三十八回、第三百三十九回、第三百四十回、第三百四十一回、第三百四十二回、第三百四十三回、第三百四十四回、第三百四十九回及び第三百五十回）及び利付国庫債券（二十年）（第七十二回、第七十三回、第七十七回、第七十八回、第七十九回、第八十回、第八十二回、第八十三回、第八十四回、第八十五回、第八十六回、第八十七回、第八十四回、第一百回、第一百四回、第一百十五回、第一百二十回、第一百二十一回、第一百二十六回、第一百二十八回、第一百三十回、第一百三十一回及び第一百四十二回）  
特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項  
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）

二

発行の根拠

三

の法条及びその振替法の適用等

四	発行方法	五	募入決定の方法	六	発行額	七	払込金額	八	最低額面金額	九	振替単位	十	発行日	平成三十年十月二十四日 発行対象国債ごとに、額面金額 百円につき、次の算式により算 出した金額	十二	利率	（別表のとおり） 募入決定の通知を受けた者は、 払込金額に加え、次の算式によ り算出した金額を払込期日に
の規定の適用を受けるとし、その振替機関は日本銀行とする。	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。	円額面金額で五千九百八十五億	内訳（別表のとおり）	六千三百八十五億四千三百六十九万二千円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成三十年十月二十四日発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額	$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \text{残存年数}$	$\frac{1 + \left[ \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right] \times \text{残存年数}}{100}$								

十四 利 子

払い込むものとする。

各発行対象国債の額面の利率の子に日  
各発行対象国債の額面の利率の子に日  
100×各発行対象国債の第十号週日  
支規数に子なる支期日が発行日と同  
日

第十号に規定する発行日後の  
各発行対象国債の支払期を支  
払期とし、各支払期において、  
次の算式により算出した金額  
を支払う。ただし、支払期が銀  
行休業日に当たるときは、そ  
翌営業日に支払う（償還期限に  
ついて同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各  
発行対象国債の利率／100×1／2

（別表のとおり）

償還期限  
償還金額  
入札の基  
準とする  
各発行対  
象国債の  
利回り支  
元利金の  
払場所加  
入札参加  
者  
払込期日

額面金額百円につき百円  
銘柄毎の基準利回は、平成三十  
年十月二十三日付で日本証券  
業協会が発表した公社債店頭  
売買参考統計値表に掲載され  
た平均値の単利回りとする。  
日本銀行  
財務大臣から通知を受けた者  
平成三十年十月二十四日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (二十年付) (第三回)	○・六%	十年 平成三十一年三月二十五日	五十億円
利付国庫債券 (二十年付) (第三回)	○・六%	十年 平成三十一年三月二十六日	五十四億円
利付国庫債券 (二十年付) (第三回)	○・五%	十年 平成三十一年三月二十六日	二百一十億円
利付国庫債券 (二十年付) (第三回)	○・五%	十年 平成三十一年三月二十六日	二百一十億円
利付国庫債券 (二十年付) (第三回)	○・四%	十年 平成三十一年三月二十七日	八百四十四億円
利付国庫債券 (二十年付) (第三回)	○・四%	十年 平成三十一年三月二十七日	七百九十四億円
利付国庫債券 (二十年付) (第三回)	○・四%	十年 平成三十一年三月二十七日	三百三十七億円
利付国庫債券 (二十年付) (第三回)	○・三%	十年 平成三十一年三月二十七日	七千二百八十億円
利付国庫債券 (二十年付) (第三回)	○・一%	十年 平成三十一年三月二十八日	四十億円

（（利 第二付 八十国 十年庫 二）債 回）券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 回）債 ）券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 九）債 回）券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 八）債 回）券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 七）債 回）券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 三）債 回）券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 二）債 回）券 ）	（（利 回第十 三年国 百）庫 五）債 十）券 ）	（（利 九第十 回三年 百）庫 四）債 十）券 ）	（（利 六第十 回三年 百）庫 四）債 十）券 ）	（（利 三第十 回三年 百）庫 四）債 十）券 ）
二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	〇 ・ 一 %	〇 ・ 一 %	〇 ・ 一 %	〇 ・ 一 %
日年平 九成 月三 二十七	日年平 六成 月三 二十七	日年平 六成 月三 二十七	日年平 六成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十七	十年平 日十成 二三月 二十六	日年平 九成 月三 二十六	三平 月成 二四 十年	十年平 日十成 二三月 二十九	日年平 三成 月三 二十九	日年平 六成 月三 二十八
一 億 円	四 十 六 億 円	二 十 七 億 円	円百 二十 七 億	一 億 円	十 八 億 円	億三 百五 十六	二 十 五 億 円	三 十 二 億 円	億二 百七 十八	三 十 二 億 円

（利付） （第二回） （二十年） （国庫債券） （十八）	（利付） （第二回） （二十年） （国庫債券） （十六）	（利付） （第二回） （二十年） （国庫債券） （十一）	（利付） （第二回） （二十年） （国庫債券） （十）	（利付） （第二回） （二十年） （国庫債券） （五）	（利付） （第二回） （二十年） （国庫債券） （四）	（利付） （第二回） （二十年） （国庫債券） （三）	（利付） （第二回） （二十年） （国庫債券） （六）	（利付） （第二回） （二十年） （国庫債券） （五）	（利付） （第二回） （二十年） （国庫債券） （四）	（利付） （第二回） （二十年） （国庫債券） （三）
一・九%	二・〇%	一・九%	一・六%	二・二%	二・一%	二・一%	二・二%	二・一%	二・〇%	二・一%
日年平 六成 月四 二十 十三	日年平 三成 月四 二十 十三	日年平 九成 月四 二十 十二	日年平 六成 月四 二十 十二	十年平 日十成 二四 月十 二一	十年平 日十成 二四 月十 二一	日年平 三成 月四 二十 十一	九平 月成 二四 月十 日年	日年平 三成 月三 二十 十八	十年平 日十成 二三 月十 二七	十年平 日十成 二三 月十 二七
十四億 円	円百 七十 六億	八億 円	十六 億 円	三億 円	三十 二億 円	五十 一億 円	三十 二億 円	四十 億 円	六十 六億 円	六十 六億 円

（（利 回第二付 ）百十国 ）四年庫 十）債 二 券	（（利 回第二付 ）百十国 ）三年庫 十）債 一 券	（（利 回第二付 ）百十国 ）三年庫 十）債 回 券 ）
一 ・ 八 %	一 ・ 七 %	一 ・ 八 %
十年平 日十成 二四 月十 二四	日年平 九成 月四 二十 十三	日年平 九成 月四 二十 十三
九 十 億 円	二 十 億 円	億六 円百 四 十 五